

2022年度徳島県農業会議事業計画

I 事業実施方針

本県の農業・農村は、農業就業人口の減少や高齢化の進展、気候変動、新型コロナの感染拡大による生産・消費の変化など多様な課題に直面している。

今後、将来にわたって食料の安定供給を図り、県土保全や美しい景観形成を維持していくためには、担い手の確保はもとより、災害や温暖化に強く、アフターコロナの「新たな日常」にも対応した農業経営を展開していく必要がある。

このような中、国においては「みどりの食料システム戦略」を策定し、革新的な技術や生産体系を順次開発し、社会実装することにより、2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現、化学農薬や化学肥料の使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大などの実現を目指すとしている。

また、県においてもコロナ禍をはじめとする社会情勢の変化を「新時代の農林水産業」を見いだす大きな局面と捉え、「ニューノーマル（新しい日常）への対応」・「危機事象に備えた食料生産・供給体制の強化」・「スマート農林水産業の実装と労働力の確保」・「持続可能な農林水産業の実現」を新たな柱にした「第3期徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」を策定し、時代に即した「徳島ならではの」施策を強力かつ戦略的に推進し、「もうかる農林水産業」の実現に積極果敢に取り組んでいくとしている。

本年度の農業委員会組織は改正農業委員会法の5年後検証を踏まえ、すべての農業委員会で農地利用の最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農業委員と農地利用最適推進委員が一体となって、農地の出し手及び受け手の意向把握、意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見守り活動等を行い、農業委員会の農地利用の最適化の活動強化を図っていかなくてはなりません。

このため、農業会議では農業委員会が実施する農地の利用状況調査や利用意向調査等の活動支援に加え、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を強化することにより、農地利用の最適化がより進展するよう支援活動を充実することとする。

また、本年度から農林水産省経営局長通知に基づき実施する「農地利用の最適化活動の目標設定」や「活動の記録、点検・評価等」について、定期的に農業委員会を巡回し、農地利用の最適化活動の状況把握を行う。

さらに、農業経営の法人化や経営継承、新規就農・新規参入に向けた相談活動の強化、認定農業者等多様な地域農業の担い手に対する経営改善指導の実施、農業一般に関する調査や情報提供活動を行うとともに、本県の農業施策が積極的に展開されるよう農業・農村現場の意見をくみ上げ、農村現場が抱える諸課題を反映させた「2023年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」を県に提出する。

付帯する業務として「県農業委員会女性協議会」・「県担い手育成総合支援協議会」・「県農業法人協会」・「県耕畜連携型農業研究会」・「県農業委員会職員協議会」・「県有機農産物認証協会」・「新規就農相談センター」・「無料職業紹介所」・「労働保険事務組合」の業務運営も行う。

Ⅱ 事業計画

1 会議の開催

農業会議の運営と各種事業の推進を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 総会、理事会
- (2) 常設審議委員会
- (3) 農業委員会会長・事務局長会議
- (4) 農業委員会系統組織活動推進のための諸会議

2 法令に基づく業務

農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域整備法、その他法令に基づく事項について常設審議委員会で審議・審査する。

3 農政活動事業

農業委員会等を通じて、農業・農村現場の声をくみ上げ集約し、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見や農政課題に対する政策提案を、県に対して「2023年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」として実施する。

4 機構集積支援事業

(1) 農地利用の最適化活動の目標設定と目標達成に向けた支援

農業委員会で設定する「農地利用の最適化活動の成果目標及び活動目標」における成果目標並びに活動目標を確認するとともに、農業委員会を前期・後期に分けて巡回し、農業委員会における農地利用の最適化活動の目標達成に向けた活動の支援を行う。

(2) 農業委員等の研修

農業委員と農地利用最適化推進委員を対象に農地の出し手及び受け手の意向把握、意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見守り活動等の農地利用の最適化活動が実施できるよう農地利用の最適化に関する研修を充実させるとともに、透明性、公正・公平性が確保された農地転用事務が実施されるよう農業委員会職員を対象に濃密的な研修を行う。

また、令和3年度補正予算で農業委員会に措置されたタブレット端末の導入・設定・活用等について基礎研修会を実施する。

(3) 農地利用最適化交付金の活用に向けた支援

令和4年度より算定基準・交付期間等の見直しと交付金の用途が拡大される農地利用最適化交付金について、県とともに事業の周知と活用促進に向けて未活用の農業委員会を巡回する。

(4) 農業委員会サポートシステムの活用促進

農地情報公開システムが農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)に移行・連携して本格稼働されることを踏まえ、農業委員会におけるシステムの活用促進に向けた支援を行う。

(5) 農業委員等への女性登用の促進に向けた活動支援

令和5年度に改選を迎える市町村において、農業委員等への女性の登用促進が図られるよう徳島県農業委員会女性協議会が行う市町村長並びに市町村議会議長に対する要請活動を支援する。

(6) 調査活動の推進

全国農業会議所が実施する農業構造に関する基礎調査や新たな政策提案等を行うための基礎資料を整備するため、次の調査を実施する。

- ① 田畑売買価格等に関する調査
- ② 農作業料金・農業労賃に関する調査
- ③ 政策提案等のための基礎資料整備に関する調査

5 受託事業

(1) 農業者年金業務指導等事業

農業者年金基金の行う業務の円滑な推進を図るため、農業者年金基金の委託を受けて農業委員会に年金業務の指導を行う。

また、年金業務に関連する農地・相続・贈与等の相談活動並びに農業者年金への新規加入者を確保するため、各市町村に加入推進部長を設置し、戸別訪問の強化を図るとともに加入推進部長を対象とした特別研修会の開催や定期的な農業委員会への巡回指導を通じて農業者年金の必要性について理解を求める。

(2) 農の雇用事業（令和2年度、令和3年度第1回・第2回採択の農業法人等が対象）

農業法人等が新規就農者を正社員として雇用し、就農に必要な技術・経営のノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を支援することにより、農業分野における雇用の確保とこれからの農業を担う人材を育成する。

(3) **新** 雇用就農者実践研修支援事業（令和3年度第2回～第4回採択の農業法人等が対象）

農業法人等が新規就農者を正社員として雇用し、就農に必要な技術・経営のノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行う農の雇用事業と一体的に取り組み、農業分野における雇用の確保とこれからの農業を担う人材を育成する。

(4)新雇用就農資金（令和4年度の募集と採択の農業法人等が対象）

農業法人等が新規就農者を正社員として雇用し、就農に必要な技術・経営のノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行う農の雇用事業と一体的に取り組み、農業分野における雇用の確保とこれからの農業を担う人材を育成する。

(5)情報提供推進事業

農業委員会が組織運動を展開するための情報提供活動の一環として全国農業新聞の普及・拡張に取り組むとともに、改正された農地中間管理事業関連法案等の普及・浸透を図り、人・農地プランの実質化の推進や農地の利用集積の促進、担い手の育成・確保を加速化させるため、全国農業図書の普及推進に務める。

(6)就農促進支援事業

新規就農相談センターにおける失業者等に対する就農・就業相談活動を実施するとともに、無料職業紹介、無料職業紹介のネットワーク体系の整備、ニーズに即した就農、生活関連情報の収集・提供、就農支援資金の貸し付け促進等を実施するほか、インターネットを通じた情報提供活動を充実する。

(7)とくしま就農スタート研修事業

本県で新たに農業を始める者が円滑に就農できるようにするため、新規就農者と先進農家や農業法人等の受入農業経営体とのマッチング等を行う。

また、短期間の雇用を通じた実践研修に取り組む機会を提供し、研修期間中の雇用について研修費支援を行うことを通じて本県における新規就農者の定着促進を図り、地域農業の担い手を確保する。

(8)農作業事故撲滅キャンペーン展開事業

農作業死亡事故を未然に防止するため、秋の農作業繁忙期に向けて実施する「徳島県農作業安全運動月間」のキックオフイベントとして「農作業事故撲滅セミナー」を開催するとともに周年を通じて農作業安全講習会を開催し、事故要因やそれに基づく安全対策について周知徹底を図る。

また、農業経営体における労災保険への加入及び経営者の特別加入を促進する。

(9)農業担い手コンシェルジュ事業

農業経営における新たな労働力として期待されている「外国人材・障がい者・アクティブシニア（以下、「外国人材等」という。）」の雇用・労務に関する総合的な相談窓口を

設置するとともに、社会保険労務士等の専門家が気軽に応じる無料個別相談会を定期的に開催し、農業者の雇用・労務に関する課題解決を図る。

また、農福連携を推進するため「農業版ジョブコーチ」の導入の検討や新たな外国人材の受入れ制度である「特定技能制度」について研修会等を開催し、農業者の労働力不足の解消に繋げる。

(10)とくしまエシカル農産物GAP等ステップアップ支援事業

JGAP等の国際水準GAPの認証取得を目指す「とくしま安2GAP農産物認定生産者」等に対し、GAPの専門家をアドバイザーとして派遣することにより、国際水準GAPへの取り組み及び認証取得を支援する。

また、国際水準GAPの取得に向けて年間を通じて研修会を開催するとともに、GAP取得に向けた農業者等からの問い合わせに対応する相談窓口を開設する。

(11) **新** 徳島県農業経営者サポート事業

農業経営の法人化、円滑な経営継承、認定農業者の経営改善、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の農業者の多様な経営課題にスピード感をもって対応するため、関係機関と連携して農業経営に関する相談体制を整備し、農業者の経営課題のテーマに応じて専門家派遣・巡回指導を行い農業者の課題解決を図る。

また、就農希望者への情報提供や就農候補市町村との連絡調整等の就農サポートを実施し、地域の経営資源である農地等の新たな世代への継承を促進する。

Ⅲ 情報提供活動の推進

農業委員会組織は、農業者に対して正確な農政情報の提供と農業施策の普及浸透について成果をあげることが期待されており、農業委員等が行う地域活動の中で、地元の農業者等との「絆」を強める取り組みが重要となる。

このため、①農村現場に農政情報をわかりやすく正確に提供する活動、②農業者や地域の「声」を受け止め農政に反映させる活動、③さらに情報を活用した「人づくり、経営づくり、地域づくり」に向けて、全国農業新聞並びに全国農業図書を活用した情報提供を行う。

また、各農業委員会の独自情報として「農業委員会だより」の発行支援や、農業会議の手づくり情報誌「かけはし21」の発行、農業会議のホームページを通じて農業委員会組織の情報提供活動の一層の推進を図る。

IV 付帯業務の実施(農委法第40条第2項第6号)

2023年度事業計画に関連する付帯事業として、次の業務を実施する。

- 1 徳島県農業委員会女性協議会の業務運営
- 2 徳島県担い手育成総合支援協議会の業務運営
- 3 徳島県農業法人協会、徳島耕畜連携型農業研究会の業務運営
- 4 徳島県農業委員会職員協議会の業務運営
- 5 NPO法人 徳島県有機農産物認証協会の業務運営
- 6 新規就農相談センター、無料職業紹介所(許可番号:36400002)の業務運営
- 7 労働保険事務組合の業務運営(農業者のための労災保険窓口)